

特定公共賃貸住宅の入居者を募集します

町では、本郷地区に建設している特定公共賃貸住宅の入居者を次により募集します。
 特定公共賃貸住宅は、公営住宅の入居収入基準（認定月収158,000円以上）を超え、公営住宅に入居できない中堅所得層の方を対象とした住宅です。
 入居を希望する方は、家賃、入居資格などの詳細をお確かめの上、期間内に関係書類を添えてお申し込みください。入居決定は3月初旬で、入居できるのは3月中旬の予定です。
 くわしくは、お問い合わせください。

■募集する特定公共賃貸住宅

- | | | | |
|---------------|--|--------|---------------|
| ①募集の戸数 | 12戸 | ②所在地 | 厚真町字本郷283番地の1 |
| ③団地名・住棟名 | 本郷第2団地5号棟 | ④規模・構造 | 鉄筋コンクリート造2階建 |
| ⑤住戸面積 | 3LDK（専用70.6㎡） | ⑥家賃 | 月54,000円 |
| ⑦設備等 | ・オール電化住宅
（蓄熱式暖房機、電気温水器、IHキッチンヒーター設置済）
・浴室はユニットバスで、トイレは水洗化（公共下水道）、TV共聴アンテナ | | |
| ⑧入居資格 | 次のすべての項目を満たしている方
・世帯全員の認定月収が158,000円以上487,000円以下であること
・自ら居住するため住宅を必要としていること
・町内に住所を有する方、または、有することになる方であること
・現に同居し、または、同居しようとする親族（婚約者を含む）がいること
・町税や町使用料等に滞納がないこと | | |
| ⑨選考方法 | 自ら居住するための住宅の必要性（住宅必要性、家族数、所得）を確認審査し、同程度の場合に抽選とする（2戸分は、障がい者世帯等の特例適用）。 | | |
| ⑩敷金 | 敷金 162,000円（決定家賃の3カ月分） | | |
| ⑪共益費および駐車場使用料 | 共益費 600円/月、駐車場使用料 800円/月1台 | | |
| ⑫募集期間 | 平成22年2月15日(日)から平成22年2月26日(金)まで
（土日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時30分まで） | | |
| ⑬提出書類 | ・入居申込書（建設課建築住宅グループにあります）
・住民票の写し（世帯全員）
・平成21年度所得課税証明書（世帯全員）
・平成21年度所得納税証明書
・平成21年中の源泉徴収票の写し | | |

■申し込み・問い合わせ先 役場建設課建築住宅グループ ☎27-2325

建設中の
本郷第2団地5号棟



従業員の募集は、ハローワークへ

厳しい雇用失業情勢の中、多くの方が仕事を探しています。
 従業員の募集をお考えの場合は、まずは、ハローワーク苫小牧へご連絡ください。
 募集の際のアドバイスも行っています。
 また、従業員を雇い入れた場合の各種助成金もあります。
 詳細は、ハローワーク苫小牧までお願いします。

問い合わせ先
 ハローワーク苫小牧
 事業所部門
 ☎0144-32-5221

安平・厚真行政事務組合のページ

～4月1日から新たな「ごみ減量化」への取り組み～

「廃プラスチック類」分別収集を開始

住民説明会を開催しました！

昨年11月に安平・厚真の両町で、4月から開始される「廃プラスチック類」の分別収集についての住民説明会を開催しました。
 参加者から次のような質問が出されたので、分別の参考にしてください。



昨年11月24日に総合ケアセンターゆくりで行われた説明会

- Q** わさびや歯磨き粉等の汚れが落ちにくいチューブ類も、きれいに洗って出さないといいのでしょうか？
- A** 簡単に汚れが落ちない場合は、無理をしないでプラのマークがついているものは「燃やせるごみ」、ついていないものは「燃やせないごみ」へ入れて出しても構いません。
- Q** プラスチック収集に出せないものとして「50cm以上のプラスチック製品」がありますが、切るなどして小さくしたものは出しても良いのですか？
- A** 小さくして資源回収袋に入れば、出しても構いません。ただし、家電リサイクル法に規定されているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等を解体し、プラスチックとして出すことは法律違反となります。リサイクル料金を支払い、適正に処理してください。
- Q** カップラーメン等のかさばるものは、割るなどして出しても良いのですか？
- A** かさばるものは、資源回収袋にたくさん入るように割って出しても構いません。
- Q** みかん等が入っているネットに金具がついていますか、取らなくても良いのですか？
- A** 金具の部分はハサミで切るなどして取り除いて、ネットは資源回収袋に入れて出してください（金具は「燃やせないごみ」へ）。
- Q** 4月からはペットボトルのラベルをはがすということですが、統一されるといふことですか？
- A** ペットボトルのラベルも「廃プラスチック類」の対象となります。必ずはがしてキャップと一緒に「廃プラスチック類」として出してください。なお、ペットボトルの容器は従来と同じ扱い（第1・第3水曜日回収）となります。
- Q** プラスチック収集に出せないものとして「50cm以上のプラスチック製品」がありますが、切るなどして小さくしたものは出しても良いのですか？
- A** 小さくして資源回収袋に入れば、出しても構いません。ただし、家電リサイクル法に規定されているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等を解体し、プラスチックとして出すことは法律違反となります。リサイクル料金を支払い、適正に処理してください。

収集日などの詳細については、次回の広報あつま3月号でお知らせします。
 併せて「ごみ分別ガイドブック」の改訂版を各戸に配布しますので、参考にしてください。

お願い！

廃プラスチック類の分別収集開始は4月1日以降です。
 最近、スナック菓子の袋やトレイなどの廃プラスチックごみを「燃やせないごみ」の袋に入れるケースが町内で一部見受けられますが、3月31日までは従来どおり「燃やせるごみ」ですので、お間違えないよう皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 安平・厚真行政事務組合 ☎22-3151